

オフィシェとガージュ（2） —コンシェルジュ—

貴田 晃

会計検査担当の王室顧問官、シモン・ラダン氏が死亡したことと知っていたオリヴィエ・ル・ダンは、「陛下、その席は空いておるわけでございます」と、廷臣だけがもっているとつておきの表情で、国王ルイ11世に向ってい。王は、「分った。」と、そっけなく答えるが、続けて、自分の記憶力のよさをひけらかせんとするように、1468年に部屋付侍者から始まるル・ダンのこの15年余りの、いわば経歴を詳細に述べたてる。その中に「73年11月に、ジェルジョールに興えた手紙によって、平(ひら)貴族ジルベール・アクリの代りとして、ヴァンセンヌの森の『門衛』に任命したはずじゃ。」という条りがある。森の門衛は原文では Concierge du bois de Vincennes となっている。この「コンシュルジュ」(門衛) という官職(オフィス)はどのようなものなのか。まさか「守衛」(ガードマン) ではあるまい。

フランソワ・ヴィヨンの「形見分け」と名づけられた詩の第三四、八行詩の六行目に、ニコラ・ドゥ・ルースヴィルという人物が出ているのだが、この男は、グゥヴィユの「コンシェルジュ」をやっていて、貧しい暮しが楽になるようにと、ヴィヨンは狂言一座の座頭が撒く紙でできた金を遺してやろうといっている。ところで「コンシェルジュ」に対する訳語だが、「グゥヴィユの沼の番人」(鈴木信太郎訳)「グゥヴィユの御門番」あるいは、少しだけ解説風だが「ルースヴィルはこの古城の門番及び池の番人をも兼ねていた」(ともに佐藤輝夫訳)。新しいところでは「グーヴィユの管理人」(堀越孝一訳)とそれぞれ工夫をこらした訳語はさまざまである。だがいったい具体的な職務は何をしていたのか見えてはこない。訳注をみると次のように出ている。シャンティ離宮の近くにグーヴィユの大沼があって、その堤防と沼の通行税がシャルル五世時代から取り立てられていた。ヴィヨン当時には、すでに荒廃し殆ど収入がなかつたが、その管理者はジョン・ウェルで、ピエール・ド・ルースヴィユは管理者に雇はれていた番人であった。(岩波文庫版「ヴィヨン全詩集」) また「ヴィヨン詩研究」(佐藤輝夫著)では、「グーヴィユとは巴里からピカルディーにゆく途中、シャンティの近クル・ヴァロワにある村落である。そこに大きな池があって通路をさへぎって居り、通行人から税を取っていた。ピエールは一頃そこの渡守をしていたのである。けれども恰も、この頃戦争その他の余波を受けて、すっかり館は、荒廃し、屋根も壁も落ちて、ピエールは哀れ無慙な生活をしていて、それが巴里でも有名であった。」

この二つの解説からすると、「コンシェルジュ」とは貧しい、雇われ番人、管理人という程度の職で、さらに渡守といわれれば、何やら自ら小船をこぎ旅人たちを向う岸へ送りとどける船頭の姿が浮かんでくるのだが、ルスヴィーユはそれほど貧しく、あわれな仕事をしていたのであろうか。

同じヴィヨン作とされる「遺言書」と呼ばれる詩集の140番には、ヴィヨンの幼な友達とされているジャンとフランソワというペルドリエ兄弟が出ている。この二人はパリの両替商で、ブルジョワであったギヨームの息子たちなのだが、兄のジャンは1432年に生まれ、ヴィヨンより一歳年少である。ヴィヨン失踪後の1464年に準騎士になり、フォレ・ド・レエにあるロオジエ館・衛門府出仕となった。後年更に出世して、1482年には国王侍従になっている。(岩波文庫版 註、388頁)。「ヴィヨン詩」(佐藤輝夫著)の註では、「弟のフランソアはローシュに於ける国王所属の城の門番を勤め…」となっていて、これはジャンのことでフランソワではなさうなのだが、この二つにあらわれる「衛門府」あるいは「城の門番」とされているのは Concierge de l'hôtel des Logesつまり「コンシェルジュ」のことである。この男ジャン・ペルドリエの方が、同じ「コンシェルジュ」でもルースヴィーユよりなんだか偉そうに聞こえるのが。

ところで「ロージュ館」とはそもそも何んであるのか。稚夫たちの小屋に由来するサンジェルマンの森に、カペー王朝の初期のころ国王の離宮と礼拝堂が建てられた。この二つの建物は、1346年、イギリス軍によって破壊され、廃墟となってしまったが、その後どうにか再建され、館にはサン・ジェルマン・アン・レの森林初審裁判所がおかれ、礼拝堂の方はサン・ドニの支聖堂となった。ジャン・ペルドリエはこの館を再建するためにこの職についたのであろうか。ともかく単なる「門番」ではなさそうである。どの程度の「オフィス」なのかもちょっと不明である。

では本来「コンシェルジュ」の職はどのようなものであったのか。どのような宮殿であっても、これを警護する必要がある。入口、門を固めるのは門番 (portier) の役目であるが、それで十分とはいえない。宮殿内部の治安をも維持しなければならない。かつての王宮には日常的にそこに入出し、また居住する多くの人間がいた。これらを取締るのは、多大の注意力のいる困難な職務であったであろう。これが「コンシェルジュ」と呼ばれた役人の職務であり、当時は地位も高く、名誉とされるものであった。最初の「コンシェルジュ」の名があらわれるのは、1234年のことであるが、名称はともかく、この職務はこの年より以前から存在したであろう。1348年には「コンシェルジュ・ド・パレ」の地位をさらに高めるために「バイイ」の称号があたえられた。大門の鍵を除くすべての鍵の管理、門番、番兵を監視し、また取締まり、宮殿内のすべての犯罪に対する裁判権を付与された。特に宮殿内にいる商人たちの取締まりは難し

く、その判決が高等法院に控訴されることがしばしば起った。そこで、1398年には、その権限の範囲をいっそう明確にし、民事・刑事とも城壁内でのすべての事件について、上・中・下級の裁判権と、犯人をパリ奉行、または教会裁判所に引き渡すことも可能になった。商品の監視、特に宝石類の売買には、専門職を呼び鑑定させる権限も持った。またこの職に対するガージュ（俸給）は、トゥール貨で54リーブル11ソルと年間1 ミュイの小麦とされたが、それ以外にも、サンジェルマン・デ・プレ修道院のサンスの収入、パリ市中の家賃などこの副収入が担当ものであった。そのため高位の人々にとっても、かなり魅力のあるものであったことは確かである。なぜなら1413年、王妃イザボー・ド・バヴィエールがシャルル六世に自らを指名させ、「コンシェルジュ・デュ・パレ」の職を手にいれている。ただこの身入りのよいポストも5年後の1416年に、王領に編入され、手当を一日あたり3ソルと年額1 ミュイの小麦に減額され、またこれ以後、このポストの指名権を高等法院が持つことになった。「パレ」がもはや国王の住居でなくなり、法廷のみがおかれる場所となったからである。さらに「コンシェルジュリー」は「パレ」の牢獄にすぎなくなってしまった。

さて、ここで問題となるのは、イザボー王妃の例を出すまでもなく、「コンシェルジュ」はすべての裁判を自ら行なったわけではなく、代理人（代理官）にさせていたということであろう。もう一つは兼職という点である。オリヴィエ・ル・ダンはいまや「王の傍らにあって大臣の職務もしているらしかった」のだが、68年に部屋付侍者になって以来次々と得たポストをすべて辞任したわけではないであろう。すべての職を兼務していたとも思えないが、そのうちのいくつかを保有し、手当を払って代理人にやらせていたのではないだろうか。あくまで推測でしかないのだが。

そうだとすれば、ヴィヨンがグーヴィユの「番人」あるいは「渡守」と呼んだルースヴィユーも実際に「貧しい」のかどうかが問題になろう。シャンピオンによると、この人物はパリ生まれで、1452年にはシャトレのノテール（公証人）であり、その後にも高等法院で争われた裁判で一方の当事者となっている。1453年、河川森林管理者たちがこの池と付属施設を見分に来たとき、確かにこれらはひどい状態にあった。そしてその時ルースヴィユーはこれに立会ったという。とはいえた地に居住していたとは限らないであろう。パリから役人たちとともにやってきたのかもしれない。

その時から十数年後、鯉や川かますがたくさんいた、あるいはいるようになったこのグーヴィユの池は、1469年、サン・ドニ修道院の所属になったという。ジャン・ペルドリエが、ロージュ館の「コンシェルジュ」になったのは1464年のことだったが、礼拝堂はサン・ドニの支聖堂になったという。商館をモデルとして国家を組織し、けちで、ねぎることがうまく、当時のブルジョワたちが、自らの姿をその中に認めていた国王ルイ11世が即位したのは1461年であっ

た。グーヴィユの「コンシェルジュ」は先王シャルル7世の晩年頃のことだとすれば、この間の世の動きが多少は見えてくるかも知れない。ヴァンセンヌの森の「コンシェルジュ」に任命された翌年「満鑑飾の紋章を許して、孔雀のよりに胸を飾り」、宮廷では「頓馬」、民衆からは「悪魔」と呼ばれ、本当は「悪党」と呼ばれていたオリヴィエ・ル・ダン。またロージュ館の「コンシェルジュ」ジャン・ペルドリュは館の修理費として国王から250リーブルを受け取っている。シャルル7世が河川の通行税を商業の復興のために廃止したことの影響を受けたのかも知れないが、グーヴィユの「コンシェルジュ」ルースヴィーユは確かに身入りが減っていたであろうと思われる。

以上3人の「コンシェルジュ」について、それぞれの特徴をわずかばかり述べてみたが、その職務はさまざまである。したがって「コンシェルジュ」の訳語が定まらない。それほど多様な官職であったといえる。

参考書目

- ・野田良之 フランス法概論 上巻 有斐閣
- ・Fr・オリヴィエ・マルタン 塙浩 訳 フランス法制史概論 創文社
- ・同上書 原書 François OLIVIER-Martin, Histoire du Droit français des origines à la Revolution.
- ・ユゴー：ノートルダム・ド・パリ 辻昶、松下和則訳 河出書房
- ・同上書 原書 Victor Hugo, Notre-Dame de Paris.
- ・宮崎揚弘 フランスの法服貴族 同文館
- ・鈴木信太郎 詩人ヴィヨン 岩波書店
- ・F. Lot et R. Fawtier, Histoire des Institutions Françaises au Moyen Age.
- ・ヴィヨン全詩集 鈴木信太郎譯（岩波文庫）
- ・ヴィヨン詩 佐藤 輝夫 著（青朗社）
- ・ヴィヨン詩研究 佐藤 輝夫 著（中央公論社）
- ・ピエール・シャンピオン 佐藤 輝夫 訳 フランソア・ヴィヨン生涯とその時代（筑摩書房）
- ・同上書 原書 Pierre CHAMPION : François Villon sa vie et son temps